



発行 新潟県

第17号

平成25年3月1日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 260 専用公印の廃止（文書私学課）
- 261 専用公印の調製（文書私学課）
- 262 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 263 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 264 県営土地改良事業の工事完了（農村環境課）
- 265 基本測量の終了通知（監理課）
- 266 基本測量の終了通知（監理課）
- 267 公共測量の実施通知（監理課）
- 268 公共測量の終了通知（監理課）
- 269 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
- 270 道路の区域変更（道路管理課）
- 271 道路の供用開始（道路管理課）
- 272 道路の区域変更（道路管理課）
- 273 道路の供用開始（道路管理課）
- 274 道路の区域変更（道路管理課）
- 275 道路の供用開始（道路管理課）
- 276 都市計画区域の変更（都市政策課）

## 公 告

- 一般競争入札の実施（管財課）
- 一般競争入札の実施（管財課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 簡易公募型競争入札方式に係る手続き開始（環境企画課）
- 一般競争入札の実施（生活衛生課）
- 平成25年度前期技能検定の実施（職業能力開発課）
- 平成25年度技能検定（随時3級、基礎1級及び基礎2級）の実施（職業能力開発課）
- 平成25年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築住宅課）

## 選挙管理委員会規程

- 1 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

## 選挙管理委員会告示

- 9 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）
- 10 個人演説会等を開催することのできる施設の指定報告（選挙管理委員会）

## 公安委員会規則

- 2 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（生活安全企画課）

告 示

## ◎新潟県告示第260号

新潟県公印規程（昭和31年8月新潟県訓令第19号）第4条の規定により、新潟県知事印のうち漁船法（昭和25年法律第178号）並びに小型船舶の船籍及び積量の測度に関する政令（昭和28年政令第259号）及び小型船舶の船籍及び積量の測度に関する省令（昭和28年運輸省令第46号）に基づく登録、船籍及び許可関係文書に使用する専用公印（昭和53年4月新潟県告示第668号）は、平成25年3月31日限りで廃止する。

平成25年3月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

## ◎新潟県告示第261号

新潟県知事印のうち漁船法（昭和25年法律第178号）に基づく登録、船籍及び許可関係文書に使用する専用公印を調製し、次のとおりその使用を開始する。

平成25年3月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 使用範囲 漁船法第4条第1項及び第2項の規定による許可証、漁船法第10条第1項による登録票、漁船法第17条第3項による変更登録票、漁船法第21条による登録の謄本
- 2 使用開始年月日  
平成25年4月1日
- 3 印影



## ◎新潟県告示第262号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成25年3月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 名称 糸魚川総合病院
- 2 所在地 糸魚川市大字竹ヶ花457番地1
- 3 有効期間 平成25年3月3日から  
平成28年3月2日まで

## ◎新潟県告示第263号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成25年3月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
大戸企業団地	西蒲原郡弥彦村大字大戸字割の一部 同村大字麓字堤上の一部	平成25年2月22日

## ◎新潟県告示第264号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成25年3月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
両津南部	佐渡市	農業用排水施設整備・農業用道路整備・区画整理 ・農用地改良保全（中山間地域総合整備）事業	平成25年1月31日

## ◎新潟県告示第265号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年3月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 基本測量（水準測量）
- 2 作業期間 平成24年7月5日から平成25年2月15日まで
- 3 作業地域 新潟市、阿賀野市、上越市

## ◎新潟県告示第266号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年3月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 基本測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成24年7月5日から平成25年2月15日まで
- 3 作業地域 魚沼市、長岡市

## ◎新潟県告示第267号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年3月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（街区多角点No.20A01, 40A66－1座標補正）
- 2 作業期間 平成25年2月18日から平成25年3月8日まで
- 3 作業地域 新潟市中央区、西区地内

## ◎新潟県告示第268号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（環境対策課）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年3月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（1級及び2級水準測量）
- 2 作業期間 平成24年8月10日から平成25年1月25日まで
- 3 作業地域 （1級水準測量）  
新潟市、新発田市、阿賀野市、上越市、妙高市  
（2級水準測量）  
長岡市、南魚沼市

## ◎新潟県告示第269号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成25年3月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 起業者の名称

社会福祉法人悠游

## 2 事業の種類

(仮称)特別養護老人ホームラポール併設(仮称)グループホームラポール新築工事

## 3 起業地

## (1) 収用の部分

見附市今町5丁目地内

## (2) 使用の部分

なし

## 4 事業の認定をした理由

## (1) 法第20条第1号の要件への適合性

(仮称)特別養護老人ホームラポール併設(仮称)グループホームラポール新築工事(以下「本件事業」という。)は、法第3条第23号に該当し、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## (2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は本件事業に必要な予算について、自己資金のほか借入金及び補助金等により予算措置を講じており、また、現在ほかの福祉施設を運営している実績もあることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 法第20条第3号の要件への適合性

## ア 得られる公共の利益

見附市では、総人口の減少傾向に反し高齢者人口が増加しており、中でも75歳以上の高齢者の増加が著しいことから、高齢者福祉施設が不足し入所希望待機者が増加している状況である。市で行ったアンケートにも福祉施設の充実を要望する回答が多く、特に特別養護老人ホーム等の整備が求められる結果となっている。また、高齢者が高齢者の面倒をみる割合も半数近くあり、この割合は今後大きくなると予想されている。そのような中、平成24年度から平成26年度までの3箇年を計画期間として「見附市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」を策定し、地域密着型の特別養護老人ホーム及びグループホームの整備を計画しており、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健福祉サービス等の充実を図ることとしている。

本件事業の実施により、入所希望待機者数を減らすことで、今よりも入所希望者の要望に応えることが可能となり、地域福祉の向上につながることから、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

本件事業では起業地周辺に住宅が多いことから、日照や景観に対する影響を考慮して建物は2階建てにとどめるほか、施設に設置する設備の種類や位置、駐車場の配置等も考慮し騒音を極力抑えるなど、周辺環境への影響の対策を講じており、得られる利益のマイナス要因はきわめて少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

## イ 失われる利益

本件事業地内は、文化財保護や鳥獣保護等、特別な措置を講ずべき地域の範囲に含まれていないことを見附市で確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益はないものと認められる。

## ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、地域密着型という特性から、利用者が入所後も地域社会との関わりを持ちながら、今までの生活環境を大きく変えることなく生活できる場所であることが望ましく、それらを考慮して2箇所を選定し比較検討した結果、住宅街で近隣住民と交流しやすいことや、国道近くで交通の便がよく近所での買物も容易である本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように高齢者人口の割合が増加している現状を踏まえ、市の計画に基づき特別養護老人ホーム及びグループホームを整備し、増加している入所希望待機者の減を図るものである。また、市で2番目に人口が多い今町地区に特別養護老人ホーム及びグループホームがないことから、地区周辺住民から同地区での整備を望む声が多く寄せられている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

見附市保健福祉センター

◎新潟県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山北朝日線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
村上市寒川字大俣1969番1から	新	5.0～7.5メートル	81.6メートル
同市寒川字大俣1965番1まで	旧	5.0～7.3メートル	81.6メートル

◎新潟県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 山北朝日線
- 2 供用開始の区間  
村上市寒川字大俣1969番1から同市寒川字大俣1965番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月1日

◎新潟県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
三条市今井字道上 183 番 4 から	新	7.3～26.4メートル	448.3メートル
同市今井字川原871番1まで	旧	6.7～9.2メートル	448.3メートル

## ◎新潟県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 403号
- 2 供用開始の区間  
三条市今井字道上183番4から同市今井字川原871番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月1日

## ◎新潟県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小白倉木落線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市木落 438 番 1 から	新	6.2～20.2メートル	181.5メートル
同市木落474番まで	旧	6.2～17.0メートル	181.3メートル

## ◎新潟県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 小白倉木落線
- 2 供用開始の区間  
十日町市木落438番1から同市木落474番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月1日

## ◎新潟県告示第276号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のとおり変更する。

平成25年3月1日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 都市計画区域の名称  
村上都市計画区域
- 2 都市計画区域の変更に係る土地の区域
  - (1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域  
新潟県村上市  
長政字上野、切田字入出野、字北田及び坂町字大道端の各一部
  - (2) 都市計画区域から除外される土地の区域  
新潟県胎内市  
平木田字山下、近江新字山下、字野添及び字土手下の各一部

## 公 告

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県庁舎の清掃業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年3月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量  
新潟県庁舎（行政庁舎）清掃業務一式及びゴンドラ設備定期点検等業務一式
  - (2) 調達案件の仕様等  
調達役務に関する入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 履行期間  
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
  - (4) 履行場所  
新潟県庁行政庁舎
  - (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 次のア～サに該当する者であること。
    - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
    - イ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
    - ウ 競争入札参加資格を証明する書類を提出した日から入札実施日（平成25年3月28日）までの間において新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。
    - エ 新潟県庁舎等管理業務入札参加資格者名簿の営業種目の「建築物清掃業務」又は「建築物環境衛生総合管理業務」の登録を受けている者であること。
    - オ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第12条の2第1項第1号（建築物清掃業）又は第8号（建築物環境衛生総合管理業）に基づく新潟県知事又は新潟市長登録を受けた営業所を有すること。

(上記エに該当する団体で、「建築物衛生法」第12条の2第1項第1号又は第8号に基づく新潟県知事登録又は新潟市長登録を受けた営業所を有する事業者を構成員の一部又は全部とする団体を含む。なお、実際の清掃業務に当たる者は、当該団体構成員のうち、「建築物衛生法」第12条の2第1項第1号又は第8号に基づく新潟県知事登録又は新潟市長登録を受けた営業所を有する事業者に限る。)

カ ゴンドラ安全規則(昭和47年労働省令第35号)に基づくゴンドラ特別教育を修了した者を使用していることを証明した者であること。

キ 本件業務又は延面積1万平方メートル以上の清掃業務を、新潟県内で平成22年1月1日以降、12か月以上継続して誠実に履行した実績を有することを証明した者であること。

ク 新潟県内に事務所又は事業所を有する法人で、本県の「法人県民税」の未納がないことを証明する納税証明書を提出した者であること。

ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。(ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)

コ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。(ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)

サ 当該調達役務に係る入札説明書の交付を受けていること。

- (2) 本調達役務の公告時に、新潟県庁舎等管理業務入札参加資格者名簿の営業種目の「建築物清掃業務」又は「建築物環境衛生総合管理業務」の登録を受けていない者で、上記1(1)に掲げる入札に参加する者は、本入札に参加する意思があることを明示の上、「庁舎等管理業務入札参加資格審査申請書」を平成25年3月8日(金)までに下記へ提出すること。

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

### 3 入札参加資格証明書類の提出場所等

- (1) 入札参加資格証明書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁行政庁舎5階

新潟県総務管理部管財課庁舎管理係

電話番号 025-280-5063(直通)

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から上記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札説明書の交付期限

平成25年3月12日(火) 午後5時

- (4) 競争入札参加資格の証明書類の提出期限

平成25年3月19日(火) 午後5時

ただし、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第12条の2第1項第1号(建築物清掃業)又は第8号(建築物環境衛生総合管理業)に基づく新潟県知事又は新潟市長登録を受けた営業所を有することを証する書面の提出期限については以下のとおりとする。

平成25年3月27日(水) 正午

- (5) 入札執行日時及び場所

平成25年3月28日(木) 午前10時00分

新潟県庁行政庁舎5階507会議室

### 4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規

則第10号) 第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札参加者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を提出期限までに提出しなければならない。入札参加者は、入札執行日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効である。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 最低制限価格

最低制限価格を設定する。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した調達役務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格以下最低制限価格以上の範囲で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 調達手続の停止

平成25年度新潟県一般会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続について停止の措置を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について (公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県庁舎の清掃業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年3月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県庁舎(東回廊・議会庁舎・西回廊・車庫棟・職員会館(日常清掃を除く)等)清掃業務一式及び構内清掃等業務一式

(2) 調達案件の仕様等

調達役務に関する入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県庁東回廊・議会庁舎・西回廊・車庫棟・職員会館等

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 次のア～コに該当する者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

ウ 競争入札参加資格を証明する書類を提出した日から入札実施日(平成25年3月28日)までの間において新潟県知事から指名停止措置を受けた(指名停止期間の一部が属する場合を含む。)者でないこと。

エ 新潟県庁舎等管理業務入札参加資格者名簿の営業種目の「建築物清掃業務」又は「建築物環境衛生総合管理業務」の登録を受けている者であること。

オ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第12条の2第1項第1号(建築物清掃業)又は第8号(建築物環境衛生総合管理業)に基づく新潟県知事又は新潟市長登録を受けた営業所を有すること。

(上記エに該当する団体で、「建築物衛生法」第12条の2第1項第1号又は第8号に基づく新潟県知事登録又は新潟市長登録を受けた営業所を有する事業者を構成員の一部又は全部とする団体を含む。なお、実際の清掃業務に当たる者は、当該団体構成員のうち、「建築物衛生法」第12条の2第1項第1号又は第8号に基づく新潟県知事登録又は新潟市長登録を受けた営業所を有する事業者に限る。)

カ 本件業務又は延面積5千平方メートル以上の清掃業務を、新潟県内で平成22年1月1日以降、12か月以上継続して誠実に履行した実績を有することを証明した者であること。

キ 新潟県内に事務所又は事業所を有する法人で、本県の「法人県民税」の未納がないことを証明する納税証明書を提出した者であること。

ク 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。(ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)

ケ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。(ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)

コ 当該調達役務に係る入札説明書の交付を受けていること。

- (2) 本調達役務の公告時に、新潟県庁舎等管理業務入札参加資格者名簿の営業種目の「建築物清掃業務」又は「建築物環境衛生総合管理業務」の登録を受けていない者で、上記1(1)に掲げる入札に参加する者は、本入札に参加する意思があることを明示の上、「庁舎等管理業務入札参加資格審査申請書」を平成25年3月8日(金)までに下記へ提出すること。

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

### 3 入札参加資格証明書類の提出場所等

- (1) 入札参加資格証明書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁行政庁舎5階

新潟県総務管理部管財課庁舎管理係

電話番号 025-280-5063(直通)

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から上記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札説明書の交付期限

平成25年3月12日(火) 午後5時

- (4) 競争入札参加資格の証明書類の提出期限

平成25年3月19日(火) 午後5時

ただし、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第12条の2第1項第1号(建築物清掃業)又は第8号(建築物環境衛生総合管理業)に基づく新潟県知事又は新潟市長登録を受けた営業所を有することを証する書面の提出期限については以下のとおりとする。

平成25年3月27日(水) 正午

- (5) 入札執行日時及び場所

平成25年3月28日(木) 午前10時30分

新潟県庁行政庁舎5階507会議室

### 4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札参加者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を提出期限までに提出しなければならない。入札参加者は、入札執行日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効である。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 最低制限価格

最低制限価格を設定する。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した調達役務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格以下最低制限価格以上の範囲で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 調達手続の停止

平成25年度新潟県一般会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続について停止の措置を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

**特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年 3 月 1 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成 25 年 2 月 19 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人上越はつらつ元気塾

3 代表者の氏名

渡邊 隆

4 主たる事務所の所在地

上越市高土町1丁目8番3号

5 定款に記載された目的

この法人は、「地域の教育力」「支える力」をテーマに、産、学、官とのパートナーシップを実現し、上越地域の市民に生きる知恵を身につける場を提供することで地域の活力づくりに寄与することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(事業) 第5条 (略) (1)～(4) (略) <u>(5) 本会の目的達成のために必要な事業</u> (機能) 第23条 (略)	(事業) 第5条 (略) (1)～(4) (略)  (機能) 第23条 (略)

<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 事業計画および<u>活動予算</u></p> <p>(5) 事業報告および<u>活動決算</u></p> <p>(6) ~ (9) (略)</p> <p>(機能)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 事業計画及び<u>活動予算</u>の追加及び更正</p> <p>(4) (略)</p> <p>(事業計画および予算)</p> <p>第42条 この法人の事業計画およびこれに伴う<u>活動予算</u>は、塾長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告および決算)</p> <p>第46条 この法人の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、塾長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>事項については</u>、所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 事業計画および<u>収支予算</u></p> <p>(5) 事業報告および<u>収支決算</u></p> <p>(6) ~ (9) (略)</p> <p>(機能)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 事業計画及び<u>収支予算</u>の追加及び更正</p> <p>(4) (略)</p> <p>(事業計画および予算)</p> <p>第42条 この法人の事業計画およびこれに伴う<u>収支予算</u>は、塾長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告および決算)</p> <p>第46条 この法人の事業報告書、<u>収支計算書</u>、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、塾長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>軽微な事項を除いて</u>、所轄庁の認証を得なければならない。</p>
--	--

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始について（公告）

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続きを開始する。

平成25年3月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する業務

(1) 業務名

新潟県キジ及びヤマドリ放鳥事業業務

(2) 業務内容

本業務は、新潟県が実施するキジ及びヤマドリ放鳥事業に必要な放鳥用のキジ及びヤマドリを県内で孵化させ、100日齢以上まで飼養・野外訓練し、健康な幼鳥として放鳥計画場所まで運搬・納入した上、県の指示により放鳥する業務である。

(3) 入札実施区域

入札は、キジ及びヤマドリそれぞれ下記「平成25年度放鳥計画」で放鳥を計画している入札区域ごとに実施する。ただし、入札は、4に規定する「入札参加意向書」を審査し、入札参加資格適格者が複数存在する区域のみ実施する。

(4) 入札実施区域の分割

4に規定する「入札参加意向書」を審査した結果、入札参加意向者の有する放鳥用幼鳥の供給可能羽数が入札実施区域内の放鳥予定羽数を下回る場合は、意向者の可能羽数に応じて、区域内の保健所所管区域に分割して入札を実施する。

(5) 放鳥に必要な羽数及び放鳥用幼鳥の仕様等

下記「平成25年度放鳥計画」及び入札説明書による。

(6) 履行期限

平成25年11月8日（金）

## 2 入札に参加する者に必要な要件

## (1) 次に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ キジ及びヤマドリそれぞれについて次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(7) 県の物品入札参加者名簿登載者である者

(4) 県内で繁殖・飼養した放鳥用幼鳥を県に納入した実績を有する者又は県内で繁殖した幼鳥を県内で100日齢以上放鳥用に飼養できる技術を有することを県が確認した者

(5) 参加を希望する区域内の放鳥予定羽数を供給することができる繁殖・養殖施設及び種鳥を保有している者で、その区域内で対象の鳥(キジ又はヤマドリ)を1年以上飼育した実績を県が確認した者又は希望区域に隣接する入札区域内で放鳥用幼鳥を県に納入した実績を有する者

## (2) 入札に参加する者を選定するための基準

新潟県キジ及びヤマドリ放鳥事業業務委託参加意向者審査選定要綱に定める審査基準による。

審査基準については、入札説明書のとおり。

## 3 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣保護係

電話番号 025-285-5511(代表) 内線(2697)

025-280-5152(直通)

入札説明書の交付は、公告の日から平成25年3月29日(金)までの土・日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで、上記の場所で行うほか、新潟県のホームページでも行う。

## 4 入札に参加する者に要求される事項

本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す「入札参加意向書」等を平成25年3月29日(金)午後4時まで(土・日曜日及び祝日を除く。)に上記3の場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること。

## 5 入札に関する事項

本業務に係る入札は、当該業務に係る平成25年度予算が成立することが条件であり、入札執行に関する事項については、当該予算成立後に本公告に基づく入札参加意向書提出者のうち入札に参加する者として選定された者、全員を指名して行う指名競争入札として通知する。

## (1) 入札執行の予定日時及び場所

入札日時 平成25年4月中旬から下旬(日時は入札通知書により通知する。)

入札場所 新潟県庁行政庁舎16階入札室(予定)

## (2) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額と当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (3) 入札保証金

入札金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第42条に規定する担保の提供をもって代えることができる。

## (4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加するために必要な資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (5) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 6 契約に関する事項

## (1) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条の2に規定する担保の提供をもって代えることができる。

## (2) 契約書作成の要否 要

## 7 その他

- (1) 本業務に係る入札は、当該業務に係る平成25年度予算が成立することが条件であること。  
 (2) 詳細は入札説明書による。

## 平成25年度放鳥計画

## ○キジ放鳥計画

入札区域	保健所	所管市町村	放鳥羽数
新発田	村上保健所	村上市、関川村、 粟島浦村	223
	新発田保健所	新発田市、阿賀野市、 胎内市、聖籠町	262
	新津保健所	五泉市、阿賀町	388
新潟	新潟市保健所	新潟市	226
三条	三条保健所	三条市、加茂市、田上町、燕市、 弥彦村	272
長岡	長岡保健所	長岡市、出雲崎町、 見附市、小千谷市	441
	柏崎保健所	柏崎市、刈羽村	172
南魚沼	魚沼保健所	魚沼市	181
	南魚沼保健所	南魚沼市、湯沢町	180
	十日町保健所	十日町市、津南町	219
上越	上越保健所	上越市、妙高市	445
	糸魚川保健所	糸魚川市	85
佐渡	佐渡保健所	佐渡市	106
合計			3,200

備考：キジは、毎年度全区域で放鳥を予定。

## ○ヤマドリ放鳥計画

入札区域	保健所	所管市町村	放鳥羽数
新発田	村上保健所	村上市、関川村、 粟島浦村	75
	新発田保健所	新発田市、阿賀野市、 胎内市、聖籠町	110
	新津保健所	五泉市、阿賀町	75
新潟	新潟市保健所	新潟市	20
合計			280

備考：ヤマドリは、年度毎に区域を限定して放鳥を予定。

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県立環境と人間のふれあい館の清掃業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年3月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量

新潟県立環境と人間のふれあい館清掃業務一式

(2) 調達案件の仕様等

調達役務に関する入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立環境と人間のふれあい館展示スペース・研修室・事務室・駐車場等

(5) 入札方法

ア 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札回数

2回を限度とする。

ウ 最低制限価格

最低制限価格を設定するので、最低制限価格未満の入札金額をもって入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加資格を証明する書類を提出した日から入札実施日(平成25年3月28日)までの間において新潟県知事から指名停止措置を受けた(指名停止期間の一部が属する場合を含む。)者でないこと。

(3) 新潟県庁舎等管理業務入札参加資格者名簿の営業種目の「建築物清掃業務」又は「建築物環境衛生総合管理業務」の登録を受けている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 新潟県内に事務所又は事業所を有する法人で、本県の「法人県民税」の未納がないことを証明する納税証明書を提出した者であること。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。  
(ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)

(7) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。  
(ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)

(8) 当該調達役務に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札参加資格証明書類の提出場所等

(1) 入札参加資格証明書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号 950-3324

新潟県新潟市北区前新田字新々囲乙364-7

新潟県立環境と人間のふれあい館

電話番号 025-387-1450

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から上記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札説明書の交付期限

平成25年3月8日(金)午後5時

(4) 競争入札参加資格の証明書類の提出期限

平成25年3月15日(金)午後5時

(5) 入札執行日時及び場所

平成25年3月28日(木)午前10時

新潟県立環境と人間のふれあい館研修室

4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札参加者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を提出期限までに提出しなければならない。入札参加者は、入札執行日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効である。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法  
本公告に示した調達役務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込をした者のうち最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。
- (8) 調達手続の停止  
平成25年度新潟県一般会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続について停止の措置を行うことがある。
- (9) その他  
詳細は入札説明書による。

---

#### 平成25年度前期技能検定の実施について（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第66条第3項の規定により、技能検定を次のとおり実施する。

平成25年3月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

#### 1 等級別実施職種

##### (1) 1級及び2級

園芸装飾、造園、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。）、金属熱処理、粉末冶金（成形・再圧縮に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤、ホブ盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工（数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、仕上げ、切削工具研削（工作機械用切削工具研削に係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（変圧器組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、産業車両整備、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装、配管ぎ装及び電気ぎ装に係るものに限る。）、建設機械整備、木型製作、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、印刷、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、とび、左官、築炉、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、セメント系防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ及び広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）及びフラワー装飾

##### (2) 3級

園芸装飾、造園、機械加工（普通旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、建築板金（内外装板金に係るものに限る。）、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械保全（機械系保全及び電気系保全に係るものに限る。）、電子機器組立て、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事に係るものに限る。）、商品装飾展示及びフラワー装飾

(3) 等級を区分しないもの(単一等級)

路面標示施工及び塗料調色

## 2 技能検定受検手数料、試験実施期日及び実施場所等

### (1) 実技試験

#### ア 手数料

(7) 15,700円

(イ) 10,500円(在校生が受検する場合に限る。)

なお「在校生」とは、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第64条の4第3項第1号から第3号まで、第3号の3、第5号及び第7号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。

#### イ 実施期日

平成25年6月5日(水)から平成25年9月10日(火)までの間において指定する日に行う。

#### ウ 実施場所

実施場所については、新潟県職業能力開発協会が別途通知する。

#### エ 問題の公表

実技試験問題は、平成25年5月29日(水)に新潟県職業能力開発協会で発表する。ただし、一部の職種については行わない。

### (2) 学科試験

#### ア 手数料

3,100円

#### イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりとする。

(7) 平成25年7月21日(日) に実施する職種

3級

園芸装飾、造園、機械加工、建築板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、内装仕上げ施工、商品装飾展示及びフラワー装飾

(イ) 平成25年8月25日(日) に実施する職種

1級及び2級

造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工及び塗装

(ウ) 平成25年9月1日(日) に実施する職種

1級及び2級

粉末冶金、機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、木型製作、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作及び広告美術仕上げ

(エ) 平成25年9月8日(日) に実施する職種

1級及び2級

園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、強化プラスチック成形、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾

単一等級

路面標示施工及び塗料調色

#### ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途新潟県職業能力開発協会が通知する。

## 3 受検申請の手続

### (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

### (2) 提出先

郵便番号950-0965

新潟市中央区新光町15番地2(新潟県公社総合ビル4階)

新潟県職業能力開発協会

### (3) 受付期間

平成25年4月8日(月)から平成25年4月19日(金)まで

(4) 受検申請に関する注意

- ア 申請書の用紙及び受検案内は、新潟県職業能力開発協会で交付する。なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。
- イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、郵送による申請は、受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。
- ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、1に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。

4 手数料の納入方法

実技試験の手数料の額(前記2の(1)のアに定められた額)及び学科試験の手数料の額(3,100円)を申請書に添えて納入すること。なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納入は要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請取消し及び試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

5 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定に合格した受検者の受検番号を、3級に係るものについては平成25年8月23日(金)、その他の等級については平成25年10月4日(金)付けの新潟県報でそれぞれ公告する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及び不合格者については新潟県職業能力開発協会から書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には新潟県知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

6 その他

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会(電話025-283-2155)又は新潟県産業労働観光部職業能力開発課(電話025-280-5263)へ問い合わせること。

---

平成25年度技能検定(随時3級、基礎1級及び基礎2級)の実施について(公告)

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令24号)第66条第3項の規定により、技能検定を次のとおり実施する。

平成25年3月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 等級別実施職種

随時実施 3級、基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

試験は、実技試験及び学科試験によって行う。

なお、随時3級に掲げる職種の試験については、当該職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができるとし、当該基礎1級又は基礎2級に合格した者は、前期実施及び後期実施の3級に掲げる職種の試験を受けることができないものとする。

2 技能検定受検手数料、試験実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

15,700円(ただし、機械検査及び婦人子供服製造については13,000円)

イ 実施期日

実技試験は、平成25年4月1日(月)から平成26年3月31日(月)までの間において、別途新潟県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途新潟県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者あてに送付する。(ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある。)

(2) 学科試験

ア 手数料

3,100円

イ 実施期日

学科試験は、平成25年4月1日(月)から平成26年3月31日(月)までの間において、別途新潟県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途新潟県職業能力開発協会から通知する。

3 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(2) 提出先

郵便番号950-0965

新潟市中央区新光町15番地2(新潟県公社総合ビル4階)

新潟県職業能力開発協会

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の受検を希望する時期の30日前まで受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙は、新潟県職業能力開発協会で作成する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

4 手数料の納入方法

実技試験の手数料の額(前記2の(1)のアに定められた額)及び学科試験の手数料の額(3,100円)を申請書に添えて納入すること。

5 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定合格証書の交付をもって行う。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格したのものについては、新潟県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定合格者には、新潟県知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から、3級の技能検定の合格者に対し、技能士章が交付される。

6 その他

本公告の3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものである。

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会(電話025-283-2155)又は新潟県産業労働観光部職業能力開発課(電話025-280-5263)へ問い合わせること。

---

平成25年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について(公告)

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成25年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項に規定する新潟県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

---

平成25年3月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 二級建築士試験

(1) 試験の日時

ア 学科の試験

平成25年7月7日(日)

午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成25年9月15日(日)

午前11時から午後4時まで

(2) 試験の場所

ア 学科の試験

朱鷺メッセ

新潟市中央区万代島6番1号

イ 設計製図の試験

朱鷺メッセ

新潟市中央区万代島6番1号

2 木造建築士試験

(1) 試験の日時

ア 学科の試験

平成25年7月28日(日)

午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成25年10月13日(日)

午前11時から午後4時まで

(2) 試験の場所

ア 学科の試験

朱鷺メッセ

新潟市中央区万代島6番1号

イ 設計製図の試験

新潟工科専門学校

新潟市中央区長潟2丁目1番4号

3 受験申込書の配布

(1) 郵送による配布

ア 請求期間

平成25年3月4日(月)午前10時から3月22日(金)午後5時まで

イ 配布期間

平成25年3月11日(月)から3月29日(金)(着払いにより郵送します。)

ウ 郵送費用

受験申込書の郵送費用は、請求者の負担とし、配達の際にお支払いください。(390円程度)

エ 請求方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページによる請求は、必要な事項を入力し、インターネットにより請求してください。

FAXによる請求は、氏名、送付先住所、電話番号、請求する受験申込書の試験種別(二級又は木造)及び申込区分(「学科の試験から」又は「設計製図の試験のみ」)を必ず明記し、次の宛先に請求してください。

財団法人建築技術教育普及センター 受験申込書配布係 (FAX: 042-628-3550)

(2) 受付窓口における配布

ア 配布期間

平成25年3月11日(月)から4月15日(月)(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

イ 配布時間

午前9時30分から午後5時(ただし、4月15日(月)は午後4時)まで

ウ 配布場所

一般社団法人新潟県建築士会の本部

4 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 郵送による受験申込みについては、次の(ア)又は(イ)に該当する者に限り行うことができる。

(ア) 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、平成24年以前の二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は合否の通知書が添付されている者

(イ) 離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されている者。

イ 受付期間

平成25年3月19日(火)から平成25年4月3日(水)まで

ウ 申込方法及び郵送

次の宛先(締切日の消印のあるものまで有効。)に、必ず簡易書留で郵送すること。

郵便番号104-0031 東京都中央区京橋2丁目14番1号 財団法人建築技術教育普及センター本部

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受付期間及び時間

平成25年3月28日(木)午前10時から4月3日(水)午後4時まで

イ 申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがない者(過去に受験した二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付できない者を含む。)は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。また、受付場所における受験申込みについては、(1)又は(2)による受験申込みができなかった者も行うことができる。

ア 受付期間

平成25年4月11日(木)から平成25年4月15日(月)まで

イ 受付時間

午前10時から午後5時まで

ウ 受付場所

一般社団法人新潟県建築士会

新潟市中央区新光町15番地2 公社総合ビル3階

エ 申込書の受付

上記ウの受付場所に申込者本人が受験申込書を直接提出したものについて行う。

5 合格者の発表

平成25年12月5日(木)頃に発表する。

なお、「学科の試験」については、二級建築士試験においては平成25年8月27日(火)頃、木造建築士試験においては平成25年9月10日(火)頃に発表する。

6 設計製図の試験の課題

平成25年6月12日(水)頃から財団法人建築技術教育普及センター支部及び一般社団法人新潟県建築士会の事務所に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

7 その他

この試験に関する問合せは、「郵便番号950-0965 新潟市中央区新光町15番地2 公社総合ビル3階一般社団法人新潟県建築士会(電話025-378-5666)」にすること。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第1号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第4（第43条関係）					別表第4（第43条関係）				
1（略）					1（略）				
候補者届出政党の 届出候補者の数	テレビジョン放送		ラジオ放送		候補者届出政党の 届出候補者の数	テレビジョン放送		ラジオ放送	
	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数		基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
1人又は2人	株式会社新潟放送	1	—	—	株式会社テレビ新潟放送網	1	—	—	
	株式会社新潟総合テレビ	1			株式会社新潟テレビ二十一年	1			
3人から5人まで	株式会社新潟放送	1	株式会社新潟放送	1	株式会社テレビ新潟放送網	1	株式会社新潟放送	1	
	株式会社新潟総合テレビ	1			株式会社新潟テレビ二十一年	1			
6人	株式会社新潟放送	2	株式会社新潟放送	2	株式会社テレビ新潟放送網	2	株式会社新潟放送	2	
	株式会社新潟総合テレビ	2			株式会社新潟テレビ二十一年	2			

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第9号

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第3条により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。

平成25年3月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

344,176

◎新潟県選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、村上市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

平成25年3月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

## 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
岩船地域コミュニティセンター	村上市八日市9番8号	会議室	182.00	平成25年2月18日
上海府地域コミュニティセンター	村上市柏尾2812番地2	会議室	77.19	

## 公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第2号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成25年3月1日

新潟県公安委員会

委員長 本望 雅子

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部改正)

第1条 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則(昭和49年新潟県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表		別表	
種別	警察本部長が専決できる事務	種別	警察本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
犯罪による収益の移転防止に関する法律関係	(1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。)第8条第1項の規定による疑わしい取引の届出の受理 (2) 犯罪収益移転防止法第8条第3項の規定による主務大臣への通知 (3) 犯罪収益移転防止法第14条の規定による報告又は資料の提出の要求 (4) 犯罪収益移転防止法第15条第1項の規定による立入検査の指示 (5) 犯罪収益移転防止法第16条の規定による必要な指導、助言及び勧告 (6) 犯罪収益移転防止法第17条の規定による必要な措置の命令 (7) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第26条第2項の規定による身分証明書の発行	犯罪による収益の移転防止に関する法律関係	(1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。)第9条第1項の規定による疑わしい取引の届出の受理 (2) 犯罪収益移転防止法第9条第3項の規定による主務大臣への通知 (3) 犯罪収益移転防止法第13条の規定による報告又は資料の提出の要求 (4) 犯罪収益移転防止法第14条第1項の規定による立入検査の指示 (5) 犯罪収益移転防止法第15条の規定による必要な指導、助言及び勧告 (6) 犯罪収益移転防止法第16条の規定による必要な措置の命令 (7) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第18条第2項の規定による身分証明書の発行
(略)		(略)	

(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行細則(平成20年新潟県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(届出の受理) 第2条 法第8条第1項の規定による疑わしい取引の届出を受理したときは、届出者に別記様式第1号の届出受理書を交付するものとする。	(届出の受理) 第2条 法第9条第1項の規定による疑わしい取引の届出を受理したときは、届出者に別記様式第1号の届出受理書を交付するものとする。

<p>(報告又は資料の提出要求)</p> <p><b>第3条</b> 法第14条の規定による報告又は資料の提出 要求は、別記様式第2号の報告・資料提出要求書 により行うものとする。</p> <p>(是正命令)</p> <p><b>第4条</b> 法第17条の規定による是正命令は、別記様 式第3号の是正命令書により行うものとする。</p> <p><b>別記様式第1号</b> (第2条関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">届 出 受 理 書</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19年法律第22号) <u>第8条第1項</u>の規定に基づく疑 わしい取引の届出を受理いたしました。</p> <p>(略)</p> <p>2 受理方法</p> <p style="text-align: center;">・ 文書 ・ <u>電磁的記録媒体</u></p> <p>(略)</p> <p><b>別記様式第2号</b> (第3条関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">報 告 ・ 資 料 提 出 要 求 書</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19年法律第22号) <u>第14条</u>の規定により、次のとお り報告・資料提出を要求する。</p> <p>(略)</p> <p><b>別記様式第3号</b> (第4条関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">是 正 命 令 書</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19年法律第22号) <u>第17条</u>の規定により、次のとお り命令する。</p> <p>(略)</p>	<p>(報告又は資料の提出要求)</p> <p><b>第3条</b> 法第13条の規定による報告又は資料の提出 要求は、別記様式第2号の報告・資料提出要求書 により行うものとする。</p> <p>(是正命令)</p> <p><b>第4条</b> 法第16条の規定による是正命令は、別記様 式第3号の是正命令書により行うものとする。</p> <p><b>別記様式第1号</b> (第2条関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">届 出 受 理 書</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19年法律第22号) <u>第9条第1項</u>の規定に基づく疑 わしい取引の届出を受理いたしました。</p> <p>(略)</p> <p>2 受理方法</p> <p style="text-align: center;">・ 文書 ・ <u>フレキシブルディスク</u></p> <p>(略)</p> <p><b>別記様式第2号</b> (第3条関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">報 告 ・ 資 料 提 出 要 求 書</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19年法律第22号) <u>第13条</u>の規定により、次のとお り報告・資料提出を要求する。</p> <p>(略)</p> <p><b>別記様式第3号</b> (第4条関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">是 正 命 令 書</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19年法律第22号) <u>第16条</u>の規定により、次のとお り命令する。</p> <p>(略)</p>
---	--

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。